

第39回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成25年9月30日（月）13時00分～15時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学公共経営大学院教授）

長見 万里野（全国消費者協会連合会会長）

中川 英彦（前京都大学大学院教授）

松永 真理（テルモ社外取締役）

湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）

（日弁連）

会長 山岸 憲司

副会長 菊地 裕太郎、横溝 高至、山岸 良太、海老原 夕美

佐野 善房、大沢 一實、田村 裕

事務総長 荒 中

事務次長 鈴木 啓文、大貫 裕仁、菅沼 友子、兼川 真紀、谷 英樹

広報室室長 勝野 めぐみ

東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長 海渡 雄一

同本部消滅時効問題対策チーム委員 水上 貴央

事務総長付特別囑託 丸島 俊介

以上 敬称略

1. 開会

（鈴木事務次長）

第39回日弁連市民会議を始めさせていただきます。担当事務次長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

ここでまず日弁連側の出席者から挨拶いたします。山岸会長から。

（山岸会長）

山岸です。どうぞよろしくお願いいたします。

（海渡東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長）

東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部の副本部長しております。前事務総長の海渡です。お久しぶりです。

（佐野副会長）

副会長の佐野です。主に民事介入暴力対策と秘密保全法制対策、それから東日本大震災・原子力発電所事故等対策を担当しています。よろしくお願いいたします。

(海老原副会長)

副会長の海老原です。東日本大震災の関係は他の副会長のお手伝いをさせていただいております。あとは、主担当は両性の平等に関する委員会、高齢者・障害者の権利に関する委員会などをやらせていただいています。よろしくお願いいたします。

(大沢副会長)

副会長の大沢です。東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を担当しています。よろしくお願いいたします。

(山岸副会長)

私は副会長の山岸でございます。山岸会長と同じ名字ですけれども、別に家族ではありません。よろしくお願いいたします。担当は、法曹養成制度関係、それから憲法問題、海外関係を担当しています。よろしくお願いいたします。

(春名副会長)

副会長の春名と申します。日弁連の広報、それから弁護士の業務改革などを担当しています。どうぞよろしくお願いいたします。

(田村副会長)

副会長の田村です。法曹養成の関係では、司法修習費用給費制存続緊急対策本部を主に担当しています。

(菊地副会長)

東京弁護士会の会長を兼ねております菊地裕太郎です。刑事法制委員会、取調べの可視化実現本部などの刑事一般、それから研修委員会、若手法曹サポートセンターを担当しています。よろしくお願いいたします。

(横溝副会長)

副会長の横溝と申します。日本司法支援センター推進本部、あるいは不祥事対策の関係、それからこの市民会議を担当させていただいています。よろしくお願いいたします。

(荒事務総長)

事務総長の荒です。世間から怒られることを担当しています。よろしくお願いいたします。

(水上東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部消滅時効問題対策チーム委員)

弁護士の水上と申します。今回、東日本大震災に関して時効問題の担当をしていますので、この度は参りました。よろしくお願いいたします。

(大貫事務次長)

事務次長の大貫です。修習期は 42 期、第二東京弁護士会所属です。よろしくお願いいたします。

(菅沼事務次長)

事務次長の菅沼です。よろしくお願いいたします。

(兼川事務次長)

事務次長の兼川です。今年 6 月に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

(谷事務次長)

事務次長の谷英樹です。大阪弁護士会の所属です。よろしくお願いいたします。

(勝野広報室室長)

広報室室長の勝野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木事務次長)

日弁連側は以上の布陣で臨みます。後ほど丸島事務総長付特別嘱託が説明で入ることになっています。

配付資料の説明ですが、事前の配付資料をご覧ください。議題1、議題2については、まとめて冊子になっています。それから日弁連新聞の475号の1枚刷りのものが付いています。さらに第38回の議事録案もお手元にあるかと思います。以上です。

また、今回の市民会議では、ホームページに掲載する今週の会長及び会長ブログの撮影でカメラが入りますので、場合によってはお顔が入ってしまうかもしれませんが、その旨はご了解いただければと思います。

それでは、北川議長、進行よろしくお願いいたします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

それでは委員の皆様、お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は豊秀一副議長、さらに古賀伸明委員、清原慶子委員、ダニエル・フット委員が所用のためご欠席でございます。

それではただいまから第39回の市民会議を開催させていただきたいと存じます。

3. 山岸憲司日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に山岸憲司日弁連会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(山岸会長)

改めまして、お忙しいところご出席くださり、恐縮でございます。この市民会議、発足をした当時のことを思い出しながら縷々考えておりました。日弁連の在り方、あるいは意思形成の在り方、また国民からの信頼の確保のための在り方を考えますと、有識者、あるいは市民目線でのいろいろな苦言、ご提言、ご助言をいただける組織として、ずっと継続をさせてきていただいております。本当に委員の先生方にはお忙しいところ恐縮に存じます。

今朝、内閣官房に行っていました。いつも記者たちがワーツと取り囲むわけですが、この前の朝日新聞の記事にあった特定秘密保護法案の関係かと聞かれ、いや、そうではなくて民事司法改革の件で、といったところでした。

いずれにしても、特定秘密保護法案、憲法改正問題、あるいは共謀罪はまだ具体的

にはどうなるかというところですが、そういった諸々の法案が私どもを取り巻く状況の中で、厳しい意見のやりとりがあります。私どもとしても、しっかりと法律団体として言うべきことは言うというスタンスを崩さないでやっています。世界各国でもそうすけれども、政権と弁護士会との関係というのは、時として大きな緊張関係をもたらします。その中で弁護士の独立性、会務の独立性、自律性というものをしっかりと確保していくことが、国民の皆様にとっての利益なのだということを訴えながらやっていきたいと思いません。

前回ご指摘いただきましたように、弁護士の不祥事が多発するということは非常に由々しき問題ですので、その後も私どもはできる限り膿を出して、公にするものは公にして、そしてその検証と再発防止策、市民の相談窓口、苦情窓口、綱紀懲戒のいろいろな手続の中で関与している人たちの情報を共有しながらしっかりと不祥事をなくしていく、また被害を極小化していくという取組を強めていきたいと思っています。不祥事についても、またいろいろな厳しいご意見を頂戴することになると思いますけれども、襟を正していく、信頼回復に努めていくということを真剣に取り組んでいきたいと思っています。

取調べの可視化についても、法曹養成制度改革についても、また損害賠償請求権の時効の問題についても、いろいろなことが具体的に決めていかなければいけない大切な時期であるということに思いを致し、緊張感をもって本年度執行部の下半期、あるいは私と荒事務総長にとっては最終第4コーナー、大切な時期でございます。ぜひともこれからもご助言、ご指導、ご鞭撻をいただきたいと改めてお願いをして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(北川議長)

はい。どうもありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは、議事録署名人を中川委員と長見委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

5. 議事

議題①東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について（継続議題）

(北川議長)

早速議事に入りますが、お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、第1の議題、「東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について」を検討していきたいと思っています。まず、海渡雄一東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長、水上貴央同本部消滅時効問題対策チーム委員にご説明いただきたいと思います。

ます。よろしくお願いいたします。

(海渡副本部長)

まず私から、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども・被災者支援法）」に関連する基本方針についてご説明したいと思います。この法律は昨年6月、国会の全会派が一致し賛同してできた、非常に画期的な法律だったと思います。振り返ってみますと、もともと事故に関連する支援という問題は災害の部分については人道的な支援というのがあって、原発事故に関しては損害賠償で対応するという、そういう振分けになったと思います。私が事務総長だったときに、損害賠償請求の支援にあたっている弁護士などから、あまりにも事故の被害が悲惨で損害賠償の請求する気力もない、そういう被害者がたくさんいるし、どうにもならないと。国が何かきちんとした原発事故の被害者支援法にあたるものをつくってもらわないと、とても被災地は立ち上がれる状況ではないという声が、2011年の後半に入ってからもずいぶん聞こえてきていました。

私も何度か福島に入ったりしてそういった意見も聞いていて、制度が必要だということで勉強を始めました。1998年に当時のデン代表によって国連人権委員会に提出された「国内強制移動に関する指導原則」というのがあって、これを勉強してみると、原子力発電所事故で強制的に移動させられている人たちというのは国内避難民にあたるだろうと思いました。国内避難民については、もちろん災害やこういった大規模な事故であっても、基本的な人道上の保護義務というのは国にあるということが、この原則には書いてある。それから、それぞれの人たちが避難するのか、戻るのか。そういうことについても自己決定権を尊重しなさいということが、この国連の原則の中に書いてありました。これが非常にピンときたと申しますか、災害の対応にあたっている弁護士と相談していて、そういうものを見つけ出してきて、どうもこれが肝なのではないかと。原案は年明けにはできていました、翌年2012年2月の理事会で採択されることになるのですけれども、「福島の復興再生と福島原発事故被害者の援護のための特別立法制定に関する意見書」をつくって議員のところを回り始めました。与野党を問わず、非常に評判がよかったのです。原子力発電所事故は損害賠償の問題だと思っていたけれども、国が手をこまねいていい課題ではないということです。ただ、やり始めたのはいいのですが、与党案と野党案が両方出ってしまったのです。両方とも日弁連案を参考にしてくださったのですけれども、少しずつ違って、困ったことになったとは思いました。一生懸命、議員連盟の皆さんや市民団体の皆さんも動いてくださって、2012年の6月に一本化された法案になり、現在の子ども・被災者支援法という形で成立しました。

一番大きなポイントは、放射線が人にとって害があるかどうかについては、しっかりした科学的知見がまだ確立していないということです。したがって、法案の第1条にそのことが書いてあるのですけれども、そういった基本観念の上で被災者がそれぞれ自分の判断で自主避難したり、帰還したり、かなり汚染のある地域にとどまったりする、そういう選

択を自己決定として尊重する、誰がどういう選択をしたとしても、その選択に応じた支援を行うということが法律の中に明記されています。そういう意味では先ほどの国連の原則に従った法案ができたということで大変喜びました。2012年の夏頃から日弁連も入って、子ども・被災者支援法の問題に取り組む大小さまざまな市民団体をまとめて、被災者支援法ネットワークといったものをつくってヒアリングをやり、そこに復興庁の職員も来ていただいて意見を聞いてもらうという活動に取り組み始めました。

そのときに復興庁を代表して必ず来てくださっていたのが、ツイッター問題で話題となった参事官でした。彼しか来なかったですから、彼がああいうふうに考えていたというのは、私にとってはものすごくショックでした。私は彼に10回以上頭を下げていると思います。私がよろしくお願ひしますと言うと、いつもニコニコと笑って、わかりましたとおっしゃっていた方なのだけれど、その人が実は政府の中で何も動いていなくて、どんどん問題を先送りしていた人だったということがわかったのは、今年の6月頃でしたでしょうか。その頃から少し批判が強まったので、何とかしなければいけないということになったのでしょうか、今年9月にパブリックコメントの対象となる原案というものが公表されました。パブリックコメントの期間がわずか2週間だったので、それに対して非常に強い批判が起き、議員連盟などからも申入れをしていただいて、10日間だけ延びました。そういうことで今最終原案を詰める作業が行われているということなのです。本日ここにある資料の7/64ページ以下がこの基本の方針でございます。

わかりやすいのは、15/64ページです。それに対応する日弁連の意見が、2/64と3/64ページです。15/64ページをご覧ください。一番議論になっていた支援対象地域ですけれども、相当な線量が広がっていた福島県中通り、浜通りになっています。相当な線量といいますか、法律の中には「一定の線量」と書いてあるのですが、「一定の線量」がいつの間にか相当な線量になっている。浜通りや中通りというのは、通称にすぎず、こういった行政区画割りがあるわけではないのですが、これが指定される形になりました。そのまわりに一応、準支援対象地域というものがつくられてはいるのですが、これは施策ごとに準支援対象地域なのだといいながらも、実はどの範囲が準支援対象地域なのかもまったくわからないという区画割りになっています。

これまでの取組を拡充した部分が、15/64ページの下に載っています。この中で日弁連として一応評価できることが二つだけありまして、自然体験活動の充実という部分です。これは、今まで県内しか支援されていなかったものが、県外においても支援を行うことが検討されることになっています。二つめは、民間団体を活用した被災者支援の拡充です。福島県内から県外に避難した被災者に対して、こういうことをやろうということも行っています。

日弁連の意見の説明をしますと、2/64、3/64ページのところを見ていただければと思います。意見の趣旨の部分をご覧くださいなのですが、支援対象地域には、日弁連はずっと一貫して福島県の全域を主張しています。福島県の中に線を引いてほしくないというの

が、福島県ないし福島県弁護士会の強い意見です。それと、1年間の追加被ばく線量がICRP（国際放射線防護委員会）勧告の1ミリシーベルトを超える部分、これを支援対象地域にしてほしいとっています。

これはよく誤解を招きますが、年間1ミリシーベルトを超えるところは避難対象地域になると誤解され、そんなことをすると大変なことになるとおっしゃる方がいます。しかし、そうではなくあくまで年間1ミリシーベルトというのは、もともと空中の被ばく限量なのです。それを超える被ばくを強いられている人たちには、そこに住み続ける上で十分除染をしてもらう、きれいな食料がほしい、いろいろな要求があるわけです。避難したいという人がいたら避難についての施策も応援するということもある。そういった意味で、1ミリシーベルトを超えたら強制避難ということではなく、この地域の人たちはもともと約束されていた以上の被ばくを強いられているのだから、国の支援の対象になるということを確認せよということを行っているのです。

それから、県外への民間団体への情報提供や県外の自然体験の拡充については、評価できていると思っています。ただし、これも適切な実施主体、要するにNGOをよく選んでくださいということを行っています。

それから、基本方針にたくさん施策が載っています。後ろのほうに資料の現物を載せていますが、これだけたくさんの施策があるなら大したものと思われるかもしれませんが、読んでみますと居住者、帰還者への対策に偏っています。避難者への具体的な対策に乏しいといわざるを得ません。特に、避難者からよく要望があるのは、新規避難者向けの住宅支援で、新規だけではなく、避難している人がその家を移りたいと言うと、そこでもう支援を打ち切られてしまうのです。新しい住宅を借りるということとはできない。ですから避難している人たちはその場所にとどまるか、帰還するしかなく、そういう意味で選択肢が非常に狭められているという問題があります。

それから、避難のための移動の支援について新しい施策というものを盛り込んでほしいということを行っています。

福島県外における健康診断の実施、被災者への医療費の減免措置は、非常に要望が強いです。例えば福島県内から北海道に避難している人がいて、彼らが子どもの甲状腺の検査をしてほしいということになりますと、福島県内まで連れて行くと無料で検査が受けられるのです。しかし、その場合の交通費は自己で負担してくださいとなる。北海道で受けた場合は、無料ではなく保険診療でやってくださいとなる。それは国で調整して北海道の医療機関でも無料でやれるようにしてあげればいいだけのことなのですが、そんな簡単なことができていないのです。あくまでも無料で検査するのは、福島県内の医療機関だけという縛りがあるという点も批判されています。

それから避難指示区域から避難している被災者が、避難先で定住する場合、あるいは帰還する場合の住宅の確保について、時価賠償という形になっているので損害賠償だけではまかなえない部分、損害賠償の改善だけで足りない部分については、やはりその費用を国

が支援してもともと住んでいたのと同じような住環境のところに住める施策をするべきではないかということを行っています。

次にこれが極めて重要なのですが、子ども・被災者支援法がせつかくすばらしい法律となったにもかかわらず、なかなか進んでいかないという問題があります。根本には、この施策の実行を監視する組織がないことにあるのではないかと。はっきり言いますと、今年の6月、ツイッター問題が起きるまでは、この支援を担当している人はたった1人、参事官だけだったのですが、そんなことは僕らにはわからなかったです。結局何もしていなかったという実態でした。

これだけ重大な施策について、政府の中に常設の諮問機関を設けて公開の場でどういうふうに施策を進めていくか。損害賠償については曲がりなりにも原子力損害賠償紛争審査会という公開の審議の場があります。ここでどういうふうに損害賠償したらいいか、大学教授などが集まって議論しているところです。それを一般市民も傍聴できるので、私は非常によかったと思っています。その中で少しずつですけれども、損害賠償の基準はよくなってきている。この子ども・被災者支援法の施策についても、同じような常設の諮問機関を設けて、その場で継続的に協議していく体制をぜひともつくっていただきたいと強く言っています。まもなく出るであろう基本方針の中になんとかそれを盛り込ませたいと思っています。

(北川議長)

続けて、損害賠償の時効の問題をお願いします。

(水上委員)

担当の弁護士の水上と申します。よろしく申し上げます。34/64 ページからポンチ絵にまわってまして、その関係の日弁連の意見書の本文は、38/64 ページからですけれども、まずポンチ絵のほうから若干ご説明ができればと考えています。

今海渡弁護士がおっしゃった復興や支援といったもののもう一方の両輪である損害賠償請求権が、この2014年の3月以降、順次時効によって消滅してしまう、つまり権利行使できなくなってしまうという問題です。そもそも原子力損害賠償法では、10年や20年という権利行使期間が定められていないので、民法の原則に戻ることになります。そうすると、これは不法行為になりますので、民法の原則で724条という条文があるのですが、被害者が損害及び加害者を知ったときから3年間で時効が来てしまうということになります。2011年3月に事故が起きて、3月11日かどうかという議論はありますけれども、3月中には東京電力が加害者であることも事故によって損害が発生したことも、多くの損害についてはわかったということになります。一部の損害、例えば健康被害等々はもちろんわかっていますけれども、多くの損害部分については、3年経った2014年3月以降に、順次時効によって消滅してしまうおそれがある。これがまず基本的な問題です。

現実問題として避難している人はもとより、避難してしない人であっても、現状、生活再建等々は非常に困難を極めていて、とても損害賠償請求ができるような状況にありませ

ん。この状態で時効によって門前払いされてしまうと、極めて重大な問題が発生することになります。この問題なのですけれども、まずどれくらいの方が対象になっているのかについては、35/64 ページの下側をご覧ください。被害者が大体どれくらいいるかという話は、日本全国で潜在的に風評被害を受けているという人まで入れると何百万人いるかわからないのですが、少なくとも請求しようとしている人というレベルでいっても、100 万人以上は絶対にいるだろうと言われていています。福島県の人口だけでも 200 万人いるわけですから、少なくとも 100 万人を下回ることはないだろうと言われていています。現在、いわゆるADRセンターと言われていた原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがあった件数は、2013 年 7 月 12 日現在で 7,090 件でして、その後増えましたが、7,000 件台ということです。人数ベースでいくと、実際には 1 万数千人くらいしか ADR センターに申立てはしていません。

また、東京電力自身が債務の承認という形で時効を中断する、つまり、どれくらいの債務があつて、どういう損害賠償をするかは今後争うにしても、とりあえず債務があるということは認めると言って時効を中断した人は 15 万人くらいいると言われていています。それでもまだ非常に限られた人数にすぎません。

ですから、100 万人以上という規模の人数の人が、このままいくと損害賠償請求ができないまま、門前払いされてしまうという問題があります。もちろん損害賠償の中には筋のいい損害賠償と筋の悪い損害賠償というのが当然あります。因果関係があるかについては、随時議論をしていかないとならない部分があります。時効問題は因果関係があろうかなかろうが、どんなに筋のいい当然賠償されるべき賠償項目であろうが、とにかく時効になってしまったら一切請求できなくなるという門前払いの制度です。時効になってしまうというのが非常にまずいということになります。

一枚めくっていただいて、36/64 ページになりますが、被害者については、今大きく言うと二つのグループが存在しています。一つめは、東京電力が仮払い補償金というのを支払って、その後ダイレクトメールを送っている方々というグループ。もう一つは、東京電力は仮払い補償金を支払ってなくて、その後もダイレクトメールも送っていない方々。これは言い換えると、東京電力自身が被害者だと認めている方々と、被害者だと認めていない方々という二つのグループが、被害者の中に存在します。被害者と認めている方々の側が 16 万人ぐらいで、残りは全部認めていない人たちということになります。

東京電力が被害者だと認めている人たちについては、東京電力自身がダイレクトメールを送ることによって債務の承認、すなわち時効期間の中断ということになって、ダイレクトメールを受け取った時点からもう一度 3 年間の時効が始まる仕組みになっています。この 3 月ですぐに時効が来るわけではないという人たちになります。この人たちは 16 万人弱いると言われていています。実際には仮払い補償金を受け取っていても、その後のダイレクトメールを受け取っていない人というのがいます。東京電力は誰が受け取っていないのか情報を開示しないという個人情報保護法上の問題がありますので、この 16 万人の人たちにつ

いても全員が救われるわけではないのですが、少なくともこの人たちについては時効が中断しているということです。

ただ、いつまで東京電力は債務を承認し続けてくれるかわからないので、非常に不安定な状態にあるというのが、まず上のグループの表示です。下のグループの表示は、最初から東京電力が被害者だと認めていないので、ダイレクトメールを送ってくださいといっても送ってもらえない方々です。ですので、この方々はまったく時効は中断しないことになりますから、来年の3月以降、順次時効が来ることになります。特に下のグループの人たちについては、すぐにも訴訟等をしなければ門前払いになって仕方がないということかという問題が、ここには発生してきます。

実際にやればいいのかという議論はもちろんあるのですが、実際にこの100万人の人たちが全員ADRセンターに申し立てたとすると、直ちにADRセンターはパンクすることになりますので、現実的には司法アクセスの観点からも不可能です。ですから、この方々に3月までに訴訟等をして請求していなければ、門前払いになってもどうしようもないとは言えないということがまずあるだろうと思います。

ですから、日弁連としては時効期間そのものを延ばさなければならないという意見を主張しておりまして、現在臨時国会での審議に向けて一生懸命ロビイング活動をしているという状況です。具体的には最低限、少なくとも普通の債権の権利行使期間である10年間は、権利の行使が可能になる必要があるので、時効期間は10年に延ばした上で、5年経った時点で本当にそれで大丈夫かどうか一度見直しをして、しっかり詰めるというような立法を現在提案しています。

その中でも特に晩発性損害というのですが、例えば甲状腺癌、あるいは20年後に実は水質が汚染されていて水源がものすごく放射線量が高いことがわかったという場合のように、後からわかった場合は、今すぐ損害賠償請求しようにも、請求しようがない。こういう損害を晩発性損害というのですが、10年経った後であっても請求できないのはおかしいので、損害が発生していることがわかってから時効は始まるという特別の配慮をする。それ以外のものについては、まずは最低限10年にした上で5年後に見直すという規定を整備するべきだというロビイング活動を現在しているところです。

これについては、日弁連以外の自治体でも同じようなことを言っておりまして、42/64ページを見ますと、福島県の現在59自治体中31自治体が、日弁連の意見とほぼ同じ内容について立法するべきだという決議が既に行われていて、立法に向けて国会議員の方々も検討をし始めていただいているところです。しかし、それほど簡単にいくかということ、正直そうではないという状態にあるようで、具体的にはもっと短時間だけ時効を停止すればいいのではないか、あるいは5年後に見直しをするのはおかしいのではないか、様々な意見が出されていて、現在のところまったく予断を許さない状況にあります。

しかし、短期間の停止で解決するような話ではないので、少なくとも一旦最低限10年延長をした上で、さらに10年で本当に足りるかどうかわかりませんから、5年後に見直す

いう立法をしなければならぬだろうということで、今全力でロビイング活動をしているところです。以上です。

(北川議長)

どうもお二人ありがとうございました。それでは、ただいまいろいろな発表がございましたけれども、これに関してのご質問やご意見を委員の皆さんからお受けしたいと思えます。よろしく願いいたします。どなたからでもどうぞ。

話のきっかけに。だいぶひどい問題がありましたよね。

(海渡副本部長)

復興庁の担当参事官ですね。

(北川議長)

各省庁とあたっていらっしゃるときには、復興長の参事官は特別なものではないと本当に思うのです。いろいろとひどかったのでしょうか。

(海渡副本部長)

実は、私は、彼はすごいいい人だと思っていました。本当です。

(北川議長)

疑わしいですね。

(海渡副本部長)

そうではなく、参事官はとても腰が低く、われわれには丁寧に接してくる官僚だったのです。ですから、心の底でどのように考えていたということがわかったときは、私は人を見る目がないと申しますか、自分なりにショックを受けました。いつも会うと本当に深々と挨拶をされて、一生懸命やりますから任せてくださいといった感じで接触されていたのです。そういう自分の外面的な行動と政府のラインに戻ってやれることとのギャップに苦しんで、だんだんと精神的に追いつめられていったのではないかとされていますけれども。

(北川議長)

ということは、海渡副本部長たちのようなプロの皆さんであっても進捗状況がわからなかったといえますか、いい顔をされて、いい人だと信頼してやっていたということなのですね。

(海渡副本部長)

すみません。

(北川議長)

いやいや、これは詰問ではなく実態を教えてほしいのです。それで、政府の責任というのは、参事官個人の責任に負わせるのか、体制そのものがそうなっているのか。わからなかったのでしょうか。

(海渡副本部長)

実は今年3月頃の参事官のツイッターの中に、一つの重要な施策を参議院議員選挙の後

決めたはずなのです。まさしく帰還促進のほうにどんどんお金が出ていく。お金が出ていないわけではないですし、ものすごいお金が出ているのですけれども、それが帰還促進のほうに出ているというのが実態です。帰還促進の部分も子ども・被災者支援法に基づく施策だと言われればそのとおりなのです。

(湯浅委員)

除染については代表的なので新聞報道でも予算規模を見るのですけれども、除染以外のものということになると、そんなに大規模に予算はついていますか。

(海渡副本部長)

出ていません。

(湯浅委員)

どれくらいでしょうか。3桁ですか。

(海渡副本部長)

もう本当に3桁くらいだと思います。

あともう一つ、すごく重要な点は、健康診断を全国レベルでやって、それをきちんとデータ化して保存していく事業がどこかでやられるべきなのです。福島県内に当時住んでいた方々の分だけがやられているのですけれども、それも責任の分担が非常に不明確で、どこにどういうデータが蓄積されているのかよくわからないのです。ですから希望者には手帳を発行して、日本全国で避難されている方々についてもそういう健康面のデータを管理できるようにしたい。これは政府も否定していなくて、ゆくゆくは必要だということは認めているのですけれども、この基本方針の中にも入っていませんし、まだ予算化もされていない。ここは今グレーな段階で、何とか実現しなければいけないと思っています。

今の点は25/64ページです。健康への影響調査、医療の提供といった項目が並んでいて、それなりにやられているのですけれども、見ていただければわかりますが、対象地域が福島県にほとんど限られています。

(北川議長)

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

(中川委員)

本当に支援を実行しようと思うと、非常に省庁横断的なプロジェクトで、省庁の方々が自分のテリトリーだけをきちんとやっていたらうまくいきません。結局お互いに情報交換しながら、被災者がどういう状況にあるのかということ把握しながら弾力的にやらないと、変なことになる気がします。さっきおっしゃった常設の監督機関というか、見ている機関がどうしても必要になると思うのですけれども、それについては具体的にこうやろうというアイデア、あるいは積極的にやろうという雰囲気があるのかなのか。その辺はどうなのでしょう。

(海渡副本部長)

まさしく中川委員がおっしゃるとおりです。そこが一番の肝で、少なくともこの法律を

一生懸命つくった議員連盟の方々、与野党問わずそういうものが必要だという認識はあると思います。何とか今度出る基本方針の中にそれを書き込ませようということで、今必死の攻防がやられている状況ではないかと思えます。復興庁はそういうものが必要だということは昨年の段階からも言っていましたけれども、結局はつくらなかった。それで、常設の諮問機関をつくるということについても、今のところ前向きな回答というのは私は聞いていません。いずれにしても、おそらく子ども・被災者支援法の議員連盟、与野党で今 100 人以上の議員が集まっている大きな議員連盟になってきていて、統一要求でパブリックコメントの期間延長、常設の機関をつくるべきだということを主張してパブリックコメントの期間延長は通ったのです。自治体からもこういうものが出てきたという状況なので、私はいつも楽観的なのですが、もしかするとそういう組織をつくるという案が、復興庁の回答の中に出てくるといいと思っています。楽観はできないと思えますが。

しかし、この状態で何もしないということは私はあり得ないのではないかと考えています。誰かが施策全体を監視して、ここの部分に資源を投入しましょうということを言わないと、絶対にうまく回っていかないだろうと思えます。

(北川議長)

それと関連しての質問ですが、それは国の話でしょうか。

(海渡副本部長)

はい。

(北川議長)

そういう国を動かすための地方自治体、あるいは被災者の皆さんの流れとして、トータルで常設というか、縦割りを越えた組織化について、日弁連としてどうするのか。

(海渡副本部長)

自治体からパブリックコメントの意見が出ていることも一つ紹介しましたがけれども、もう一つ面白い動きは、新潟県と山形県と福島県の 3 県の知事が集まって、子ども・被災者支援法について会議を行った。1 週間か 10 日ぐらい前だと思いますけれども、新聞でも報道されました。とにかくきちんとした政策を進めてほしいと。とりわけ、なぜ新潟県と山形県かといいますと、両県は福島県からの避難者がものすごく多いのです。

(北川議長)

3 万人ですね。

(海渡副本部長)

はい。避難者たちが来ている県から、とにかく国からきちんと予算をつけてほしいということをおっしゃると集まられたということで、具体的にどういう要望になるかということまでは私はまだ聞いていませんけれども、そういう動きが出てきていることは間違いないです。

(北川議長)

逆に地域からそういうことを働きかけられて国が動くということは、お考えいただく余

地はあるのでしょうか。

(海渡副本部長)

3県知事で提言するというような形におそくなるだろうと思うので、それについては何らかの対応がされるべきですし、日弁連や市民団体も一生懸命応援したいと思っています。

(中川委員)

国が施策を出すというよりも、国は極端に言えばお金だけ出せばいいといいますが、実際にどうやって進めるかは、地元の自治体や住民が、私たちはこうしてほしいということの先行して、それに対してお金がついていくという体制のほうが、本来の在り方だと思うのです。

(海渡副本部長)

この間、この子ども・被災者支援法についてのヒアリングのようなもの、国が行うヒアリングではなく、日弁連や市民団体が構成している原発事故子ども・被災者支援法ネットワークが行ったヒアリングにも、地方自治体の方がたくさん出席していました。そこで、地方自治体の立場でこういう施策が必要であるという意見が出ているのです。それが直接国にも出されているというのが実情で、むしろ地方自治体は国から予算が来なくても、自分たちの身銭を切ってもそういう施策をやっているのです。しかし、それをずっとは続けられないから、今やっているものを続けるためにお金をくださいという形で言われていて、現実にはそういう論争になっています。

(中川委員)

やはりこの常設機関というか、監督機関をうまくつくるような工夫というか、知恵はないのでしょうか。

(海渡副本部長)

そこには地方自治体がかんでもらうということがとても大事かもしれません。

(中川委員)

どういう組織にすればベストなのかということをもっと議論すべきだという気がします。しかもかなり権限を持つような機関です。

(海渡副本部長)

福島県の方々が何万人も県外に散らばっている。これだけ大勢の人口が移動することは、確かに日本の国の歴史が始まって起こったことはないと思うのです。これに対してどう支えていくかをやはりきちんと議論していくべきですし、そこでは実際に受け入れている自治体の意見、そして当事者の意見を十分聞いた上で国がお金を出していく仕組み、それをつくるための法律だったはずなのですけれども、なかなかそうはなっていない。

しかし、私が希望があると思っているのは、新潟県と山形県で呼びかけられたのでしょうか、そこに福島県知事も入られて一緒にそういう提言をしていくという形になっていることです。福島県は人が戻ってきてほしい、帰還を促進させてほしいということもあ

るのでしょうけれども、最近例えば浪江町長などと話していても、町民の大半はもう戻ってこないだろうが、戻ってこない人たちも、自分たちの町の人間として等しく支援していきたいとおっしゃるのです。この法律と同じことをおっしゃっているのです。そういう考え方というのが、福島県内の自治体の中にも少しずつですけれど広がってきていて、そこは一人ひとりの生活者の自己決定というものを自治体行政だけでなく、国がきちんと尊重していく。そういう流れができるといいと思っています。

(中川委員)

自己決定ということは実際は難しい。私の親戚が福島県内にいるのですが、避難地域とそうでない地域のちょうど端境なのです。家族もいて、どうしたらいいかわからないのです。もう高齢ですので、毎日危険や不安を感じながらも動けないという状況にあります。ですからそういう人たちに何か決定しましょうといっても、なかなか一人ひとりを見ると相当難しい問題のような気がします。きめ細かいフォローをしてあげないといけないという感じがします。

(北川議長)

よろしいでしょうか。この問題に関して、私は素人ですが、時効というのはどうとらえたいのでしょうか。従来の法体系でいくと、このまま来年3月を迎えたら終わる可能性があるのですよね。

(水上委員)

そうですね。

(北川議長)

特別措置法といったような対応は可能というお話でしたでしょうか。

(水上委員)

はい。論理的には今法務省や衆議院法制局、実際に立法する場合の担当の方々と議論をしていますが、法理論的にはできる、別にやること自体は不可能では全然ないです。ただし、政治的にどこまでできるかというところが非常に重要なポイントになるという議論に基本的にはなっています。というのは、もともと民法の不法行為の消滅時効期間を3年と定めているのは、明治時代につくられた法律なので、馬車に轆かれた、ナイフで刺されたといったときには加害者と損害を知ったら3年以内には請求しなさいということがスタートなのです。まさかその当時に原発事故が起きて何十年も避難させられるというのは、誰も想像はしていませんので、今回のような原発事故の損害賠償請求権が、一般の民法がもともと想定していたものではないということについては、それなりに説得力のある理由が組み立てられるだろうと思います。では今の政治情勢の中で現実にはどういう立法ができるのか。決して楽観できる状態ではないということになっているのだと思います。

(北川議長)

新しく日時の変化とともに、大きく出来上がってくるいろいろな問題点があると思うのです。例えば、安倍総理が東京五輪招致の際に発言した「アンダーコントロール」は、本

当にどうなったかということで、だめになった場合に、これがまた損害賠償請求の対象になるわけでしょうか。

(水上委員)

例えばコントロールできていると言っていたのに、本当はコントロールできていないことが明らかになったせいで、例えば日本の太平洋側の水産加工物がやはり全部だめなのではないかということになって、不買運動が世界的に起きるという事態にもしもなったとすると、今後新たにものすごい規模の損害が発生することになります。その時点で損害が発生したのか、それとも損害自体はもっと前から発生していたのかということには、おそらく争いが生じる。そういう争いに巻き込まれてしまうと、被害者はどうしようもないので、最初から時効期間を延ばしておいて、どちらになったとしても十分な期間があるとしておく必要がある。それは訴訟でやってくださいということになると、もう被害者はまったく救われなくなってしまうことになりますから、あらかじめある程度十分な期間にしておかないなりません。今後どう転ぶか全然わからないというのが現状なのだろうと考えています。

(北川議長)

次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。お二人とも、ありがとうございました。

議題②法曹養成制度検討会議取りまとめを受けた、新たな検討体制について

(北川議長)

それでは第2の議題に移ります。「法曹養成制度検討会議取りまとめを受けた、新たな検討体制について」を検討していきたいと思えます。

それでは丸島俊介事務総長付特別嘱託からご説明をいただきたいと思えます。

(丸島事務総長付特別嘱託)

北川議長はじめ市民会議委員の皆様方にはいつもお世話になっております。

法曹養成制度の検討状況ということで、お手元の資料 43/64 ページからをご覧ください。簡単にですが、この間の経過と今直面している課題について、私からご説明いたします。ご承知のとおり、法曹養成制度の改革は 2001 年、平成 13 年司法制度改革審議会の最終意見を踏まえて、大学での専門家養成教育をしっかりとやるというところから作り直すということで、法科大学院制度を新たに設けて、そして司法試験、司法修習というプロセスを通じて、質量ともにより豊かな法曹養成を目指すということでこの間進んできました。しかし、現場ではいろいろな問題が生じているということで、平成 22 年から政府は現状の見直しを始めました。この間、政府では 3 回にわたって有識者会議のようなものを設け、最終的には法曹養成制度検討会議の取りまとめがなされ、現在一つの到達点になっています。今年 9 月からはこの取りまとめ結果に基づいて第 2 ラウンドといいますか、この結果を具体的に実施する段階に入っています。

実施と申しましても、実質的にはかなり残された課題がたくさんありますので、決まったことを法制化することと同時に、方向が必ずしも定まっていないことについて引き続き検討するということです。それがこれからやらなければならない作業ということです。

いろいろな論点について書いていますので、ごくごく大づかみに申し上げますと、この取りまとめの課題は大きく五つの分野がありまして、まず一つめが法曹有資格者の活動領域の在り方です。法曹有資格者というのは、司法試験に合格したが判事補・検事・任官または弁護士登録していない人も含めるのですが、大ざっぱに言いますと、法曹全体の活動領域の拡大をしていこうという課題であります。これについては、45/64 ページに書いてありまして、裁判分野のこともありますが、それ以外の自治体や国、福祉の分野、公益的な業務への法律家の関与、企業活動に関する法律家の関与、そして海外展開、国際部門における法律家の関与、こういったあたりに焦点を当てて取りまとめがなされています。この部分はいろいろと書いてありますが、経験交流や意見交換もいけれども、具体的に法曹の活動領域拡大に向けた具体的施策を今後とるべきだということです。そのために政府も責任をもって先頭に立ってその取り組みをやってほしいということです。このような趣旨の取りまとめです。

それから二つめの課題が、47/64 ページの法曹人口についてです。新聞などではここばかり取り上げられていますので、ご承知かと思いますが、司法改革審議会意見書では、当時の毎年の司法試験合格者が 1,000 名程度ありましたが、おおよそ 2010 年（平成 22 年）くらいには 3,000 名規模に急速に拡大し、その結果、2020 年代の後半には、実働法曹人口 5 万人くらいを目指そうという提案をしました。

ただし、これには前提がありまして、司法法曹への需要の状況、あるいは弁護士の活動領域の拡大状況、それから法曹養成制度がうまく機能するかどうかを勘案しながら目指そうということでした。実際には 2008 年（平成 20 年）に合格者 2,000 名に達した以降、頭打ちになっているという状況です。

これについて法曹養成制度検討会議の取りまとめとして、社会的要請がどうなのかという視点からの問題意識があり、現実にはミニ裁判事件がこの間減少していることや、法曹の活動領域拡大が必ずしも当初予想したとおりに広がっていないこと、法曹養成制度が必ずしもうまく機能していないといった問題から、2010 年の 3,000 名規模への拡大は現実性がないということで、この目標は一旦取り下げて、今後の法曹人口の在り方については幅広く調査をするというのが、今の課題となっています。

それから、いわゆる狭い意味の法曹養成過程ですが、法科大学院については、50/64 ページ以降に縷々と書いてありますが、簡単に申し上げます。法科大学院が 74 校もできたわけですが、実際にはこの専門職を養成する担い手としての教員の人的基盤という点などから、かなりばらつきが生じてしまったので、学校数、あるいは定員、全体の規模については、もう一度適正なものに見直しして、そこから再スタートすべきではないか。多様性の確保という観点からは、都市に集中するだけではなく、全国各地の適正配置をどうするのか。

社会人出身者などのいわゆる法律を学んできていない方々の未修者教育をどう充実させるのか。このあたりを今後の課題として取り組むということということで、方向付けをしています。

司法試験については、法科大学院の到達度を見て、受験生に過剰な負担となっているものについては見直そうという方向が出ています。

さらに司法修習については、これは 54/64 ページですが、法科大学院と連携して実務の修習をどう充実させるのかということです。連携部分が必ずしもうまくいっていないということで、その改善を図ろうとなっています。司法修習についてのもう一つの観点は、従来は給費制の下で給与というものが支給されていたのですが、これが貸与制に切り替わったことです。法科大学院での奨学金負担、また司法修習課程での貸与金の負担などを合算すると、司法修習修了時に約 700 万円近い負債を抱えるという問題が出ています。全体としての法曹養成課程の期間の長さや経済的負担の問題というのが、法曹離れを招く一つの要因と指摘されていますので、これをどうするかという問題があります。

この点については、法曹養成制度検討会議の取りまとめでは、当面の措置として東京都内での集合修習時に寮に入れるようにする、あるいは移転費を支給するといった小ぶりの改善をしていますが、引き続き修習全体のあり方の中でこの経済的支援の在り方をどうするかということが課題になっています。あとは継続教育その他ということになっています。

この取りまとめを踏まえまして、これは 60/64 ページ以降ですけれども、新たな政府の検討体制が発足しました。今年 9 月 17 日ですから、まだ発足したばかりです。最後の 64/64 ページが新たな検討体制の図です。内閣官房の下に関係閣僚会議が設けられて、内閣として責任をもって法曹養成制度の改善改革を進めるという体制です。ただし、実質的にはこの関係閣僚会議の下に置かれた事務局等が全体を動かすところです。法曹養成制度改革推進室という名前になっていますけれども、法務省、最高裁、文部科学省の他、日弁連からも 2 名の弁護士が派遣されることになりました。事務局サイドについては、60/64 ページに課題の一覧があります。課題もたくさん抱えています。もう既に検討が決まったことで、例えば司法試験における受験回数制限を 5 年以内に 3 回としていたものを 5 年以内に 5 回受けてもいいと緩和すること、短答式試験科目を憲法、民法、刑法だけの 3 科目に限定するかといった部分的な改善措置は直ちに立法化すると。

しかし、今後の法曹人口の在り方や法科大学院の充実強化や、司法試験との関係では予備試験、つまり法科大学院を通らなくても司法試験にチャレンジできる別コースがありますので、その在り方が非常に大きな問題になっています。こういうことも含めて法曹養成制度改革推進室で論点整理をして、改善改革を進めることになっています。ある種の官僚組織ですので、その横に顧問会議を設けて、ここでは常時意見を述べながら全体としてフォローアップしていくことになっています。

60/64 ページの下に法曹有資格者の活動領域に関する有識者会議と分野別の分科会について書かれていますが、これがもう一つの特徴です。法曹養成制度検討会議の中で法曹養

成の問題として、法曹養成の入口部分や中身の議論だけではなくて、いわゆる法曹の活動領域の拡大のための政策、つまり出口論をしっかりと行わなければならない、いくらいい教育をしたとしても活躍できる場がなければどうしようもないではいかという議論がありました。これが法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会と各分科会が別個設けられた経過です。

分科会は三つありまして、一つが自治体、国、福祉部門などの公益的部門における弁護士の活動の拡大、二つめが企業分野における弁護士の活動の拡大、三つめには海外展開があります。海外展開は、一つはアジアをはじめとする企業の国際的な活動に法律家がどうコミットするか、もう一つは様々な国際機関に対して弁護士がどうコミットするか。この三つの分科会で、議論だけではなくて、パイロット事業的なことも実際にしながら、実際の成果を上げていき広げていこうという試みです。

北川議長は、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会に入られていて、いろいろ議論を始めさせていただいています。この分科会がどう進められるかということも大きな課題の一つです。

先の法曹養成制度検討会議からさらに進んで、これからどのようなことが問題になるかですが、今申し上げた法曹有資格者の活動領域の拡大問題については、今申し上げた分野でのパイロット事業的なものをどう進めるかということです。今はまだプランの段階ですので、具体化はこれからですが、アイデアとして出ていることをご紹介します。自治体部門では、例えば地方分権と言われますが、自主立法権論、つまり条例制定権などの強化をしていく訓練を経たといいますか、弁護士を養成し、そういうところにコミットメントしていくということです。この仕組みを実際つくっていったらどうかということや、各自治体での福祉部門への関与、寄り添い型の弁護士が自治体の中でコミットすることや、その他にも弁護士と行政との連携システムをどうつくるかということが議論されています。これをどう具体化できるかということだと思います。

法曹人口については、先ほど申し上げたように今後の法曹人口の在り方を調査するということになっています。政府としてはじめて調査をするわけですが、その方法論が特段まだ定まっているわけではありませんので、司法や法曹に対する需要の状況をどのように調査するのか。また法曹の活動領域の拡大状況や司法アクセスの状況をどのように調査するのか。それから法曹養成制度の整備状況についてもどのように調査するのか。こういった指標を様々に見て、あるいは各地でヒアリングをするなどして調査をしていかなければなりません。その調査の視点についての議論はこれからだと思います。

法科大学院については、今のところ主として文部科学省で見直し作業が進められていますので、74校ある法科大学院のうちなかなか実績の上がらない学校については、さらにお金と人の引き上げを通じて統廃合を促進していくとしています。さらに有力校と言われるところについても、単に司法試験の成績がいいということで喜んでいるのではなく、先進的分野の科目を充実させてほしい、あるいは教員を地方にあって苦しんでいるけれども頑

張っている法科大学院に派遣するなどの措置をとるようにする動きも進められています。さらに未修者教育をどうするかについて、今出ているのが1年目から2年目に進級する際の共通到達度確認試験を実施するという構想です。これらはいずれも今後の課題であります。

司法試験については、先ほど申し上げた一部の科目削減がありますが、さらに進んで論文式試験についても、労働法、倒産法、国際司法、公法などの、いわゆる主要の六法以外の科目である選択科目を削除したらどうかということが法務省から出ています。試験の負担の軽減という意味でもありますが、他方では現状を申しますと、試験科目に出ない科目は、法科大学院での熱の入れ方も落ちてしまい、弁護士の多様化と言いながら、結局主要科目だけに固まってしまうのではないかと懸念も指摘されています。このあたりも論点になっています。

予備試験の問題についてはなかなか困難な問題があります。もともとは法科大学院で幅広い、あるいは基礎的な学習をきっちりとして、それを司法試験で到達度を確認するということです。司法試験ですべての法曹としての能力が確認できるものではありませんから、法科大学院での十分な学習にプラスして司法試験を行うということでした。実際には経済的事情や、あるいは社会人など一部の人たちは法科大学院に行けない人もいるということで、例外的に予備試験ルートがつくられたわけです。現実には制度的な制限が何もないために、有力大学の人たちの一部にこれを早道コースと位置付けて、学生のときからこの予備試験を受け、あるいは法科大学院在学中からこの予備試験を受け、とにかく早く試験を通ればよいという雰囲気、非常に強まっています。予備校も、予備試験が特急コースで法科大学院は予備試験が落ちたときの担保だなどということ、大々的に宣伝しています。1年間で90万円など予備校もそれなりにお金を取ってしまっていて、早道コースが広がっていくとどうなるのか。当初の法科大学院、あるいは新たな法曹養成制度の基本的な考え方が崩れるのではないかと危惧されています。

ただ、これに対してはいろいろな意見がありまして、法科大学院が充実していないのなら予備試験を残すのもいいではないか、結局は試験が通るか通らないかの問題なのだから予備試験ルートの人たちが通るのならそれでいいではないかという議論もあります。もともとの試験信仰のようなものがなかなか強くあるためでしょうか。政治サイドからも予備試験を制約することに反対する意見もあって、しばらく様子見の状況ではありますが、放っておくと今後予備試験ルートが拡大していくとすると、本当に危ういということです。予備試験の見直しをどうするのか。年齢制限やいろいろな議論もありますが、なかなかこれは難しいです。予備試験については、法科大学院卒業者と同程度の学力を計る試験、もしくはもう少し多様な試験を課すなどいろいろな案がありますが、今のところはまだ確かな方向は出ていません。

司法修習については、先ほど申し上げたような法科大学院との連携ということ。今は司法修習に入るといきなり検察の現場や弁護士の現場に行くのですが、現場の実務に行

く前の導入的な集合的な修習というのがやはり必要ではないか。そうでないと、いきなり実務の現場に放り出されているいろいろな戸惑いもあるし、また法科大学院にもレベル差がありますので、この導入的な集合修習をとにかく1か月だけでもやってはどうかということが、今論点になっています。

あわせて実務修習ですが、医師と比べると、医師は大学に行って国家試験を受けて、その後は研修医として実際に研修とはいえ実務をやるわけですが、司法修習の場合は時には「お客さん」的な扱いにもなりがちですので、検察では取調べ修習などもやっています。弁護士会も実際に相談者への対応を自ら行うということもやっていますが、より実務レベルに近いことをやらせ、修習が終われば一本立ちして働けるようにするような実務修習の充実が必要なのではないだろうかということを考えています。

そのことと関連してですが、経済的な処遇の問題があります。法科大学院を終え、司法試験を終え、大ざっぱに言えば一人前の社会人という立場なのですが、実はそこで収入は得られないという、非常に地位・身分がはっきりしないのです。学生なのか、社会人なのかわからないという司法修習生の立場というのがあります。そこはもう少し整理すべきではないかという意見が法曹養成制度検討会議でも議論されました。実務修習の充実とあわせて、司法修習生の地位というのをもう一度整理して、あるいは将来的には研修医のように給与が出るような制度を復活すべきではないかというように基本的に考えています。直ちにそうはできないまでも、今の貸与制の下でも、各地に実務修習で赴くなどいろいろな費用がかかっていますが、最低限の経済的支援を当面一步でも前進させなければならないのではないかと議論されています。この議論はずっと続いているのですが、予算の絡む問題でありまして、非常に困難な問題であるということですが、これも重要な課題です。

この間の経過と何が論点になっているか。ざっくりとした説明にはなりますけれども、ご報告させていただきましたので、ご意見をいただければありがたいと思います。以上です。

(北川議長)

丸島囑託、ありがとうございます。それでは、ただいまのご発言に対して、委員の皆さん方からご質問やご意見をいただけたらと思います。どうぞ。

(湯浅委員)

すごく論点が多岐にわたるのだと思うのですがけれど、おっしゃられた多様な人材の確保ということで、予備試験はそういう位置付けなのだ今聞いてわかりました。受験者サイドとしてはそちらのほうが早いということでしょうか。

(丸島囑託)

そうです。

(湯浅委員)

そうであれば、手っ取り早いという意味では、試験で点を取るのが得意な人は、予備試験に行くと思います。それがまずいからということで、法科大学院をという話だった。

(丸島囑託)

そうです。

(湯浅委員)

やはり試験の在り方そのものという話の一つはなるかと思えます。ただ、これもいろいろ賛否両論ありますけれども、大学の AO 入試のような、なにかあいつたものを一部取り入れるという話はないのでしょうか。大学入試もそうですけれども、経済格差が歴然としているので、どうしても一部の私立高校出身者が東京大学入学者の大半を占めるようになってきていて、地方の国公立高校がどんどん減っているという中で、ある種のアフーマティブ・アクションのようなことができないかと言っている人もいるわけです。もちろんこれは男女の問題、地域間格差といったものを取り入れるという話なのかもしれませんが。ほとんど頭の体操レベルだと思いますけれども、出ているのでしょうか。

(丸島囑託)

2つめの問題から申しますと、今文部科学省がいろいろな法科大学院の支援をしていますが、この公的支援の見直しを強めようとしています。それによって法科大学院の統廃合を促すとしています。そのときの基準が何なのかということですが、一つは司法試験の合格率、二つめは入学試験での倍率、どれだけ希望者が多いかということ、三つめは定員充足率です。こういうものの組合せによって低い評価のところから公的支援を見直していこうという議論があります。

もう一方で、法曹養成制度検討会議では、文部科学省による行政指導的なやり方については、資金力のある有力私立大学に対して実効性があるのかという点や、規則の透明性の問題があります。それで本当にいいところが残るのかという指摘もあります。そういう観点からすると、もう少し法令上の措置というものを検討し、それによって退場を促すべきではないかという議論がこの間ありました。

そのときの法令化の措置というのは、どういうことを基準にして退場を促すかということ、司法試験の合格率というのも一つの要素にはしなければならないのだけれども、それだけで教育の質を計るというのは、やはりいけないのではないかということです。今湯浅委員が言われたように、まさに全国の法科大学院の適正配置が重要で、地方の国立大学で地元の方々が進学し、あるいは地元にも貢献しているような、いろいろと頑張っている法科大学院については、今は合格率が悪くても、何かプラスアルファの要素を入れて、もう少しそれを励ます措置をとろうと、何か法令上の枠組みの中でできないのかという議論が実はあります。

ただ、その中身の議論をしますと、どのような基準なのだということで、結構これが難しいというのが実際のところですね。何かそういうプラスアルファの要素を入れたいとこの間一生懸命言っていましたら、文部科学省が有力大学は自分たちのところだけがよければいいということではなく、大変ながらも頑張っている地方の国公立大学などに教員を派遣するといったことで援助することも考えなさいと言いはじめました。そういうことをしたと

きには、有力大学にも財政的な支援をするという政策も出始めています。

最近の報道では、島根県内の法科大学院が撤退を余儀なくされているというときに、静岡県内の法科大学院と連合しようという構想がありました。静岡も今年合格者が1名だったので、できればそこにどこか基幹となるような大学が1校絡んでもらう。例えば立命館大学は大分県内にアジア太平洋大学を持っているのですが、そういう展開型で地方の法科大学院もきちんとやっていけるような、あるいは教員が融通できるような体制をぜひ目指したいと思っています。しかし、それを仕組みに落とし込むとなると、いろいろ文部科学省も難しいところがあるとおっしゃっているのですが、とはいえ、一步前進のことができればと思っています。

それから、入学試験の問題ですが、これは試験の改善という問題です。旧司法試験のときから何度も何度も議論して、いろいろな改善を図ってきているのは確かです、今の司法試験も旧司法試験に比べるとかなり良問になった、つまり論点を覚えてきてはき出せばできるということではなく、具体的な事例に即して考えて思考力を鍛える問題になったと言われています。ですので、単に受験秀才というだけではだめなのだとされています。しかし、試験への対応力というのはなかなか予備校も見事なものがありまして、試験が何年も重なってきますと、その辺の対応する手法というのを予備校は見出すのです。そうすると、いたちごっこになってきている面があって、試験制度の改善だけではやはり難しい。改善はしなければならぬのですけれども、限界があるという印象があります。もう少し枠を広げて、国際化へ対応するには例えばTOEICを試験の一つとして入れればいいではないかという議論も今生まれ始めています。まだ成果物にはならないのですが、その類の意見が今後出てくるとと思っています。現状はそんなところです。

(湯浅委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

よろしいでしょうか。どうぞ。

(松永委員)

法科大学院が設立されたときは、期待をもって錦の御旗が振られているという感じだったのが、今本当に現実が見えてきて、統廃合という厳しい状況が続いてきています。ですから、まだこれだけの論点があって、なかなかすぐ画期的なアイデアが出ない間に、分野別の分科会が三つできましたけれども、ここでのパイロット事業やモデルケースをできるだけマスコミにも出していただければいかがでしょうか。この市民会議に出席すると、私などは、自治体でそんなことを行っていると全然知らなかったので励まされるのです。ですから、3,000人というのも落ちてきているし、何か少し尻すぼみ感があるので、ぜひ生きた事例を具体的に出していただければと思います。

(丸島囑託)

ありがとうございます。司法試験発表の直前にはいつもマスコミに対するレクチャーと

いうのがあります。すぐ新聞記事になるのは、合格者が何名になったか、合格率の上位校はどこかということばかりです。それもいいのだけれども、一方では若い弁護士がいろいろなチャレンジをしていることがたくさんあるのですよね。うまく成果が上がっていなかったり、それこそ福祉の分野、障がい者の分野、それからアジアへの海外展開でも現実に奮闘していたりするのです。法曹養成制度検討会議でも報告されましたけれども、単身でシンガポール共和国へ行き、現地の法律事務所で働いて、日本から海外進出した企業と現地とをマッチングしたり、ミャンマー連邦共和国（ビルマ）やその周辺国の労働法などを学び、現地へ行って1年でアジアの労働法という本を書いたりして、現地に進出する企業に現地の労働情勢はこうだという説明をしながら、適応させる役割を行っている弁護士がいます。

ただ、残念ながら、ものすごく熱意を持って、多少経済的に余裕のある弁護士は一生懸命やれているのですけれども、そうではない弁護士を後押しする仕組みがないということが、大変に大きな課題だと思います。本当の意味で法の支配を世界にということであるならば、誰でもいいというわけにはいかないと思いますが、いい人材がそういうところで働けるための仕組みをどうつくるかということをぜひ政府にもやってほしいというのが、今回の分科会のきっかけでもあります。ぜひいろいろな成果、また困難もいっぱいあるので、そういうことをできるだけ発信していきたいと思っています。

（長見委員）

そういうことは若い方にも結構アピール力があるのですよね。それがオンザウェイ、まだ成功体験というところまでいかずに、その途上にあるだけでも、すごく励まされると思います。ぜひよろしくお願いします。

（丸島囑託）

ありがとうございます。

（荒事務総長）

一言よろしいでしょうか。今の話にも絡むのですが、法曹養成の関係で考えていかなければいけないのは、過去3年の法科大学院入学者数が激減しているということです。憧れという問題もありますけれども、3,620人、3,150人、そして今年4月が2,698人ときて、適性試験のチャレンジ数を見ると、来年は下手すると2,500人を切る。3,000人の閣議決定を解いて、事実上3,000人はなくしたということになっているわけですが、そうするとおそらく先生方は法科大学院生の卵である入学者数が2,500人を切るようなことも頭に入れながらやっているのではないかと思うのですね。現実のほうがもう制度の検討よりも先行しているという中で、ここ1、2年どうするかということすら、きちんと決まっていはいないのだけれども、重要なことはメッセージを送っていかねばいけない。

今言ったように、若者がもっと期待するようなこともやっていかねばいけない。あとこの数年、委員の皆様方にご議論いただいてきた経済的支援ですが、やはり法曹界がどのように位置付けられていくのか。法学部から入って、5年、7年とかかる中で、奨学金

等の返済を必要とする債務，例えば合計すると 1,000 万円の債務を負担することを覚悟してまで入学する価値のあるところなのかと。そして、法科大学院を卒業しても司法試験に受かるのは今平均 20 数パーセントと。1 年目で受かる人はもっと低いかもしれないという中で、どうやっていくのか。活動領域の拡大は確かに大事なのですが、2、3 年かかるのですね。いろいろ出していくには、もっとかかるでしょう。やはり本当にここ半年の緊急対策が必要だということで今いろいろ動いているところです。

(丸島囑託)

当面の数の問題は、おそらく論点になってくると思うのですが、今荒事務総長が言われたように、法学大学院入学者が 2,500 人を切るということになってくると、これは法曹養成制度検討会議でも当面の目標設けるかという議論が実はあって、2,000 名くらいを維持したいという議論もあったのですが、そのような目標を立てたところで、現実はその上回ることは目に見えていて、2,000 名を少し超えるくらいの法科大学院入学生となると、どのくらいの規模かわかりませんが、おそらく合格者はもう 1,000 名程度になるのではないかということになるのは必至なのです。だからこの状況が続くのを追認することをやめなければいけない。そういう意味では、当面は法科大学院の規模をこのくらいにし、合格者については、日弁連は 1,500 名と言っていますが、おそらくそのような規模にならざるを得ないのではないかと私も思います。その代わりに、法科大学院入学者は 2,000 名くらいになるかわかりませんが、そこへ入れれば大半の人が合格できるという仕組みをつくって発信する必要があると思います。そこの現実を抜きにして、当面の目標 2,000 名にするかどうかという議論は、とても観念的な議論になっているという感じがしています。おそらくここ半年くらいの中に、当面どうするかということを取りあえずは出さなければいけないと思っています。これも法曹養成制度検討会議のここ半年くらいのテーマにおそらくなるだろうと思います。

(北川議長)

お願いします。

(中川委員)

皆さんと私とでは感覚が違いますので、お感じになっていることと違うことを言うかもしれません。私も法曹養成制度に長い間、それなりに関わってきまして、現状は大体わかっているつもりです。法曹養成制度検討会議取りまとめを見まして、一言で言うと、改革の旗を降ろしてしまったという大変失望を感じたのです。それはどういうわけかといいますと、今丸島先生からご説明がありましたように、一方では活動領域の拡大を図って、それなりの職業分野をつくりだそうとしている。これは大変結構な話だし、それはそれでぜひしなければいけないと思います。しかし他方で、3,000 人という目標をとにかく一遍取り下げて、適正数がどの程度になるかという調査をして、その間のマッチングをしようというのが基本的な考え方ですね。これは俗っぽくわかりやすい言葉でいうと、お仕事の分量に見合うだけの法曹人口をつくらうという考え方があると思うのです。それに合うよ

うに法科大学院の数もその定員も削減していったら、結局は仕事の量と生み出す法曹の数とを安定的にすればいいではないかという考え方です。これはこれで一つの考え方だと思いますし、間違いだとは言えないと思います。

しかし、これは改革になるのでしょうか。といいますのは、43/64 ページからの法曹養成制度検討会議取りまとめのはじめにも書いてあるのですが、私は非常に重要なことを言っていると思うのですが、「近隣諸国の動向を見ても法曹人口の着実な増加は極めて明瞭であり、基本的にこの趨勢は今後とも継続していくものと考えられる」とあります。これはどこでもそうだと思います。「したがって、法曹養成は国民の法的サービスに対する利便性の向上の観点からのみならず、いわば戦略的な意義を持つ人材の問題として国はその積極的な活用を含め、長期展望に立った関与をなすべきである」と言っています。

大変そのとおりだと思います、つまり法曹、とりわけ弁護士というのは、戦略的意義を持つ国の人材だという考え方なのです。この感覚が我が国では少し薄いのではないかと思います。とりわけ中国や韓国、あるいはその他の近隣諸国はそうではありません。やはり法曹というものは国の発展の一つの活力にしていこうという、大きな戦略を持っているわけですから。それで諸制度を見たとき、お金の問題も教育の問題もその戦略から出てくるように思うのです。そこのところは確かに我が国は感覚が薄いと思うので、これが私は本当の意味での改革なのではないかと思うのです。各方面でとにかく法曹というものが世界に羽ばたいていくという状況をつくりだそうという積極的な何かそういうものがないと、改革とは言えない。

もっと悪い言葉で言えば、縮小均衡を目指している。縮小均衡は一時的には安定しますが、将来的に発展性というものはないわけです。企業でも縮小均衡は絶対に禁じ手です。これをやると必ず会社は倒産しますから。現に縮小均衡だけは戒めるというのが常識になっているわけです。痛みを伴うけれども、とにかく前に進まなければいけないという考え方があるわけです。今回の内向きの縮小均衡というところが、私は非常に気になる点なのです。ですから、この提言は、理念としては先ほどご紹介したようなことを言いながら、実際に提言している具体的内容とは、その間に少し乖離があると思ひまして、それに少し違和感があるというのが率直なところの感想です。

それはそれとして、これで進むのでしょから、進めざるを得ないと思うのですけれども、弁護士会としては何もこれにとられる必要はないわけです。やはり今申し上げましたように、何か新しい、特に若手の弁護士に国際的な視野をもってもらって、とにかく自分たちは世界に羽ばたいていくという雰囲気といいますか、一種の意識改革を底から盛り上げていただきたいと思います。

余分なことですが、極端な話をしますと、弁護士という言葉、私は少し問題だと感じています。弁護士という言葉は、他人を弁護するという非常に他律的な言葉の響きがありまして、しかも法廷内活動に結びつきます。中国などでは律師と言っていますが、例えば法務師として、もっと広い積極的な意味をもって、自律的に活動し、自分たちで提言

し、物事を解決し、社会を引っ張っていくのだというイメージをもてるような名前に変えてもおかしくはないでしょう。それくらいの感覚で弁護士会全体を一遍見直していただきたい。ちょうど今はそのチャンスです。これを放っておきますと、結局みんなこの提言のほうに収斂しますから。

今おっしゃるように、分科会を一生懸命やって、それでもう終わりということになると何が起こるか。結局多少の職業分野の領域の拡大と、それから人数の削減だけに終わってしまう可能性があるわけです。それは少しまずい。もっと法曹というものが社会的、また国際社会で活躍する、国際社会に出ていくだけではなく、日本という国の支えになるような活動をするようにしていくことが改革だと私は思っています。

(長見委員)

直接ではないのですが、私たち消費者問題の分野も随分たくさんの方にお世話になっていますが、この頃、私たちが関わる弁護士の年齢がだんだんと我々と同時に高くなってきました。若い弁護士時代に一生懸命やっていただいて、いろいろな法律もできましたし、制度もできたのですが、同じ方々がやっているものですから、年齢が高くなってきているのです。20年後にやってくれる先生がいるだろうかという話になっています。

要するになぜそうなるかといったら、おそらく消費者問題の分野はあまりお金儲けにならないからでしょうか。先ほどの震災の支援に関する弁護士の数もそうですし、貧困問題のほうもそうだと思うのですが、法曹関係ももちろんですが、たくさんの方の助けてほしい分野であっても、やはりお金儲けにはつながらない分野なのですね。ですから、関わってくださる弁護士に限界が出てくる。私は、法曹養成制度の経済的支援というのも大事ですが、法曹界に活動してもらわなければならない分野に経済的な支援というのをやはり国としても制度化していくという提言を、日弁連あたりに頑張ってもらいたいと思います。需要というのはたくさんあるわけです。ですが、必ずしも収入に結びつかない、豊かな収入にはならないような分野ですので、そういうところに対する制度支援をもっと国としてほしいというのを、日弁連や、いろいろな互助会でもされていますけれど、もう少し全体的な制度として考えていただきたい。提言をどんどん出していただきたいと思います。訴訟の支援もそうですね。国がもっと、私たち消費者問題のほうでは言い出しているのですが、集団的訴訟に対する制度をつくっていくことによって、養成された法曹の行き場所が広がっていくと思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。

(山岸会長)

中川委員のおっしゃることは誠にごもっともなので、余計なことなどというつもりはさらさらありません。そういった観点からこの10年いろいろな方々がいろいろなことを言ってきたと思います。おっしゃるように、私も、国際社会で活躍する弁護士が必要だ、あるいは日本にいる外国人労働者、いろいろな方々に、あるいはいろいろな事業体に法的サービスを提供しなければいけないのではないかと、意識改革については、相当口

酸っぱくして言ってきたつもりです。北川議長の肝いりでもあります。自治体の中で活躍する弁護士も増やしていかなければいけない。企業法務も増やしていかなければいけない。その意識改革が必要なのだということは、私はとても強調したつもりですけれども、国民の意識改革が進まない、なかなかのれんに腕押しという状況です。あるいは弁護士というものに対して身構えてしまうところがあるところ、ずっと思い知らされてきました。どうしても高い壁があります。

今おっしゃったように、ニーズは本当にあるのです。今の若い弁護士に対してもニーズはあるのですが、高い収入にならないどころか、まったく持ち出しのボランティア的なニーズが山ほどあると言われても困ると反論があるのです。そうではなくて、とろいろなこと、例えば、法律扶助の拡充を図っていくことなどについても言うのですけれども、そこで本日の議題の一つでもある震災もそうなのですけれども、実現にもっていくのが困難なところなんです。

それでも、自治体側にも、明石市の泉市長だけではなく、理解があつたり、本当に必要なのだと言ってくれたりする方々が増えてきました。そういった国際化の分野に志を持った方々もいますし、今年8月30日、31日には「国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー」という2日間の講義を開催し、法科大学院の学生等も含めて、120人を超える若い方々が熱気をもって聞き入っていました。その後の懇親パーティーでも夢を語りあったということですから、一生懸命、国際化への対応について発信はしているつもりでして、食いつきは徐々によくなってきたかというくらいです。

ただ、受入れ側のほうがどうかというと、徐々に変わってきているとは思いますが、企業もやはり従来の弁護士のイメージを引きずっていますし、組織内に必ずしもいないという意見も多々聞きます。それを一つひとつ乗り越えていかなければならないところなんです。縮小均衡がいかんというご意見はよくわかりますし、私もそちらのほうだったのですけれども、ただ、こちらも意識改革して打って出ていかなければいけないのだけれども、受入れ側も意識改革をある程度のスピードでやってもらわないと、どうしてもミスマッチが起きてしまいます。増やせ増やせの大合唱はいけないけれども、減らせ減らせの大合唱もいけないと思うのですが、やや理念が先走って増加が急激すぎたというのは、全国をまわった実感としてやはりあるのです。

ですから、人口問題では時々お叱りを受けますけれども、そのようなところで日本中あつぱあつぱしている弁護士のことを考えると、縮小均衡ではないけれども、もう少し社会の意識改革、受入れ側の意識改革、財務省の多少の理解といったあたりがほしいと思います。

(中川委員)

これは鶏と卵のようなものの気がするのです。おっしゃるように、利用者の声は、弁護士集団というのは自分たちとは別物なのだと。必要のあるときだけお願いをすればいいのだという感覚で、医師に対してなどとは少し感覚が違うのですね。ただ、先ほど私は震災

の話聞いていて、日弁連は相当いろいろなことをやっていますよね。非常に評価できる活動なのに、一般の方々にはまったく知られていないのです。ですから、発信の仕方はいさ少し厚かましくてもいいと思います。お金をかけて、我々はこんなことをやっているのだと。ボランティア的な活動にも努力しているという、そのあたりから風穴を開けられるのではないのでしょうか。弁護士に対するイメージが、そういうこともやっているのかとなる。何か小さなことでもいいから、穴を開ければいいのです。要するに、問題があったときにだけお願いをして、あとはさようならという存在ではないのだということで、弁護士活動はもう少し市民に密着したことをやっているということです。

(山岸会長)

そうですね。そういう意味で、春名副会長が担当している広報活動が、今までとかなり違ったものを展開しつつあります。イメージアップ作戦という、今までイメージが悪かったのかと各弁護士が言うものですが、イメージをどうやっていい方向に変えていくか、多様なイメージをもってもらえるような工夫等を含めて展開しつつあります。

(中川委員)

例えば市民講座などというものが流行ってしまっていて、時間のある方がたくさん行きますから、結構な数の受講者がいます。日弁連ではお考えになっていないのでしょうか。

(山岸会長)

広い意味での法教育はやっています。それから消費者教育にしても、いろいろ展開はしていますが、主に学校が中心でしょうか。市民に対してもっと中に入っていくことは必要でしょうね。

(中川委員)

非常にいいのではないかと思うのですけれど。

(佐野副会長)

私は千葉県弁護士会の所属ですけれども、千葉市は市民講座と毎年1回ですが、2、30年近くやっています。寸劇をやりまして、評判は結構よいと聞いています。日弁連はやっていないかもしれませんが、各単体会でやっているところは多いと思います。

(山岸会長)

そういう意味では日弁連がいくら音頭をとっても、自分たちが各地でこういうことをやりたい、自分たちで実績があるから全国展開するように日弁連がやりなさいという建付けでもっていきのいいだろうと思います。

(北川議長)

山岸会長の実感としてはよくわかります。しかし、見解がまったく違うのです。意識改革をしなければいけないのは日弁連そのものです。法律改正でやれることは、入口論だと丸島囑託もおっしゃられたでしょう。それはそれでいろいろと理屈があれば、既得権益ばかりやっているのだから、そうなるのです。私に与えられた任務は活動領域の拡大なのです。世の中のほうを変えるという立ち位置を、今変えるべきときではないかということ、

私は本当に言いたいのです。

私は、活動領域の拡大は確かに弁護士が余っているからという事情もありますけれど、今の日本の公共インフラで法律の専門家が一番遅れているという議論が、残念ながら足りないような気がしています。道路か、港湾か、飛行場かということよりも、むしろ法の支配が全国に行き渡っていないことで、どれほど行政の無謀によって泣いている市民がいるかということがいくらでもあると思うのです。ですから、まさに法の支配こそが全国に行き渡らなければいけないと感じています。

そうすると、地方の問題は何かというと、法律家がいなくて、過去の先例に従ってしまふことなのです。法律知識を何も知らない人がいい加減なことをすると、いわゆるまったく法の支配が行き届かなくなったときに、では日本はどうやって御していくのか。山岸会長、全体の入口論からいくと、全国的な問題になっていろいろな弊害があると思いますが、活動領域の拡大など、いわゆる出口論からいけば、日弁連が決意したら簡単にできることなのです。非常に難しい状態だけれども、今そこが場面展開のときではないかと思えます。非常に難しいことは、私もわかります。そう簡単にはいかないけれど、だからこそ、私は分科会の委員になって何とかしようとなっているのに、これをしたらどうかといったら、数値目標が立っているのだと言う。そこを乗り越えるかどうかの違いが、実は大変な問題だと思えます。今まさに、ここに日弁連執行部の方がいらっしゃって、ここで採択をして、地方が文句を言ってきたら、いや、そうではないのだということで説明に行けばいいではないですか。弁護士は市役所など公の敵だということが徹底しているわけですから、ここを変えないといけません。まさに win-win の関係で法の支配が行き届くのを行政は待っています。今までのように行政がやっていたら、必ず法で罰せられるという事例があります。刑事訴追だってされるかもしれない。いわゆる難しい問題は全部逃げてしまいますから、ますます法の支配が行き届かなくなる。この現実を日弁連がどうとらえるかなのです。

ですから、弁護士の活動領域の拡大はとても大切で、これは弁護士の勝手な理屈ではなく、まさにそれが法の支配を行き渡らせることにつながるのです。原点は、いわゆる市民の民主政治を守っていくということだと私は思っています。私もいろいろな現実の問題がわからないことはないですが、今まさに転機が来ているのではないかと思います。

丸島先生のお話も一般論の印象です。こういうことがあつて難しいと並べられたように感じます。ここは日弁連の市民会議だから、日弁連がどうするかを決断するのはものすごく難しいけれども、今がタイミングではないでしょうか。難しいからという議論を続けていくなら、百年河清を待つが如しではないでしょうか。重要な場面だから、一遍、執行部の方々に覚悟を決めてもらいたいのです。意識改革は、世間がわかってないということではないのです。

(山岸会長)

おっしゃるとおりです。ですから、私は弁護士の意識改革こそが必要だということでき

んざん論陣を張ってきましたけれども、全国でそれをわかってくれる方々もいるけれども、その先のユーザー層はなかなか従来どおりのままなのです。行政は自分たちがやるからいいと言ったり、訴訟社会、濫訴社会はいやだと言ったりする。

(北川議長)

そうではないです。働きかけていないから行政は逃げているだけですから、それを越えるチャンスではないかということ言っているのです。私は分科会を任された以上は、検討だけの会議にするつもりはありません。推進をする会議、実施をする会議です。そうでなければ分科会の意味がないのです。私がそういう態度をとって間違っていたらおっしゃってください。そうでなければ、前へ進まないでしょう。今まで何年やってきたのですか。2001年の政治改革から始まっているのですよ。私も国会議員をしていたからよく知っています。山岸会長、場面転換を皆さんで真剣に議論して、全会一致であたるべきときが来ています。

(山岸会長)

この間から、日弁連は覚悟を決められるのかという問いかけがあるということは間接的に伺っています。

(北川議長)

日弁連は、数は減っていくのだとかいうのであれば、どこかで出口論を議論しなければいけません。入口論ではないのです。今まさに地方分権時代に入ってきて、地方の抱える最大の問題という認識が欠如しているのではないのでしょうか。弁護士の活動領域というところが優先しすぎるから、いわゆる一般的な国民の理解が得られにくくなっていると思います。

(中川委員)

私は議長ほどぎらぎらしたことは言いにくいけれども。この法曹養成制度検討会議取りまとめの提言を本当にまじめにやるのはいいとしても、将来に禍根を残すのではないかと心配しています。

(北川議長)

私もそうなのです。

(中川委員)

私の本当に言いたいことは、これをやればやるほど弁護士会そのものは縮小、内向きになって、小さなものになっていくのではないかということです。ですから、この施策ははっきり言えば、愚策になってしまうのではないかということです。ところがそういう点について、皆さんから危機感が感じられない。といいますのは、このメンバーを見たらわかるのです。この取りまとめを作成したメンバーです。丸島囑託も入っていますが、弁護士は一人しかいない。企業から出ている人も一人ですし、もう卒業した方です。しかも他の委員は弁護士の活動や実態をまったくご存じないと思われる方です。そういう方が頭の中だけでこんなことをつくったということは、私は大変な問題だと思います。本当にこれで

いいのでしょうか。

(北川議長)

弁護士会がリードした趣もなきにしもあらず。

(中川委員)

相当リードされたのでしょうか。

(丸島囑託)

弁護士会は、客観的にはそんなリードできる技量はないのです。見ていただくとわかるとおり、圧倒的に有識者会議というのはそういうものなのです。

(北川議長)

皆さん方の話には理屈が多いのです。それで、結局はできないという現実を肯定した話から入る。弁護士の働きを本当にどうするか、法の支配をどうするかという観点がほとんど聞かれないのです。現実の対応に困っているという話なのです。その議論になると改革なんてできないのではないかと思って、ぎらぎらした言い方になっているのです。今が頑張るときだと思います。

(山岸会長)

私は、北川議長と「マニフェスト・サミット 2012」に出させていただき、お話は拳拳服膺していますので、十分理解はできます。

(北川議長)

理解ではなく、行動に表していただかないと。

(山岸会長)

公聴会みたいですね。

(北川議長)

公聴会ではなく、議論の場としてです。

(山岸会長)

おっしゃるとおり。

(北川議長)

問題提起をしないと前に進まないとは思ったのです。ですから丸島囑託、入口論については多すぎたと思うのです。出口論でどうやって弁護士が活動領域を広げたら、行政にいかに取り込めるかということですが、行政の顧問弁護士の活動領域を狭めているのではない。もっと広めていけるのだという前向きな win-win の関係をどうつくるかということが、大変失礼な言い方をしますが行政も努力不足ではありますけれども、弁護士ももっと働いていただけたらと、期待を込めて申し上げたのです。

(荒事務総長)

北川議長がこれまでぐっと我慢していたのが溶けてしまったのでしょうか。おそらく地方自治体、地方行政、あとは地方議会がもう少し頑張らなければいけないというのは、ずっと北川議長が問題意識を持っていらしたことで、そこにわれわれがどうコミットしていく

か。いろいろハードルがありますが、ハードルとしないでしっかり血を流せと言っていた
だいているのだと思います。

(北川議長)

今こそタイミングではないかという目測は、日弁連がやらなければいけないのです。

(荒事務総長)

北川議長は、地方議会、あるいは地方の首長の皆さんに働きかけもした上で、と言っ
てくださっているのだと、私は思っています。両方だろうと思っています。

(北川議長)

弁護士会がついてきてくれないのです。

(荒事務総長)

いやいや、活動領域の拡大については、実はそれほど議論の蓄積が十分にあったところ
ではないと私は思っています。もう一つの企業分野については中川委員や松永委員の分野
ですけれども、やはり企業の中に法の支配を入れていくということがものすごく大きいこ
となのだらうと思っています。グローバルに日本がやっていくときに、日本流ではだめな
のだということで、企業の中に法の支配を生かしていくというところで、とても大きな価
値があるのではないかと考えていますし、地方の自治と企業とが両輪なのだらうと思っ
ています。その両方についてお知恵を貸していただきたいという思いです。

(北川議長)

まさにそうなのだけれど、われわれ分科会が実行部隊になって、一点突破するのです。
理屈を言っていたら、いつまでも権力側の理屈と権益者の理屈が通っていくのです。です
から、例えば今から1年の間に20の自治体が2人ずつ採用したとして40人ということに
なるといいでしょうと。私の知り合いには、自治体に弁護士を3,400人派遣しなさいとは
っきり言っています。これは、無茶な話として別にしても、そのくらいの決意がないと、
物事は進まないという場面に来ているのではないかと思うのです。企業のほうも海外展開
についてもそうです。自治体や福祉の団体は、やはり法の支配が行き届かないと、職員も
仕事ができずにかわいそうです。もっとかわいそうなのは、泣かされている市民です。今
こそ日弁連も打って出るべき時が来ているのではないかと思います。

(中川委員)

荒事務総長、企業にとっては弁護士はいらないのです。企業には弁護士は必要ない。要
するにロイヤーが必要なのです。つまり、リーガルマインドをきちんと持ちながら経営の
ことも理解し、世の中の常識もわかり、そういう円満な知識、常識を持った人を要望して
いるのです。ですから、法律素養というのはベースにないといけないけれども、ごく一部
の要素であって、立派な弁護士を必要としているわけではない。

先ほども出ていた意識改革というのは、その辺にも関連してくるわけです。別にその方々
が劣っているという意味ではなく、むしろ法律家を越えた何かを持っている人たちでない
といけないということです。そういう人たちをどうやって養成するかという問題なのです。

これは意識改革の問題に最終的にはなってくると思うのです。

(北川議長)

よろしゅうございますか。時間が来ていますので、本日はよろしいでしょうか。それでは、これもちまして、この議題を終わらせていただきます。

次回の第40回市民会議の日程を議題とさせていただきます。平成26年1月23日、現段階で7名の方が参加可能ということで、時間は午前10時から0時10分までということです。なお、懇親会をその後にご予定いただきたいということです。よろしくお願いいたします。

3. 閉会

(北川議長)

それでは本日予定しておりました審議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。(了)